第49号議案

令和８年９月16日
任用給与課

東京都規則等の一部改正の承認について（勤務時間関係）

標記の件について、申請のとおり承認する。

記

Ⅰ　東京都規則等の一部改正（別添）

1　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

2　学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過去の都職員の在職期間を休暇にも反映させるため、長期勤続休暇について所要の改正を行う。

<table>
<tr><th>項　　目
該 当 条 文</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>長期勤続休暇
第 26 条の２
第２項（新設）</td><td>【長期勤続休暇における勤続期間の計算方法の見直し】
※長期勤続休暇
長期にわたり勤続した職員が、心身の活力を維持し、及び増進させるための休暇。勤続15年の場合は引き続く２日、勤続25年の場合は引き続く５日取得が可能。

○勤続年数の算定に関し、これまで都職員としての「引き続く在職期間」のみを対象としていた取扱いについて、令和６年度のアルムナイ採用選考の導入等を踏まえ、都を退職後、再度採用された職員も取得できるよう、引き続かない在職期間も通算する方法に見直し
○算定方法について規則上に規定（これまでは要綱に規定して運用）

<table>
<tr><th></th><th>規則</th><th>長期勤続休暇取扱要綱</th></tr>
<tr><td>現行</td><td>規定なし</td><td>① 東京都の職員としての引き続いた在職期間
② ①に継続する国又は地方公共団体等の職員としての在職期間（任命権者の要請に応じて転出した場合に限る。）で退職手当又は退職年金算定の基礎となる期間</td></tr>
<tr><td>改正後</td><td>① 東京都の職員、学校職員又は企業職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）としての在職期間
②・公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第 18 条第１項に規定する当該特定法人の役職員として在職した期間
・職員の退職手当に関する条例第 10 条第５項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間及び同条例第 10 条の２第２項に規定する都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての在職期間</td><td>削除</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>施　行　期　日
附則第１条</td><td>令和８年10月１日</td></tr>
<tr><td>経　過　措　置
附則第２条</td><td>○本改正により、令和８年３月31日以前に、初めて勤続15年又は勤続25年に達した者については、令和９年１月１日から令和10年12月31日までの間において、長期勤続休暇を承認</td></tr>
</table>

2　学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「１」と同様の改正を行う。

８ 総 人 職 第 521 号
令 和 ８ 年 ９ 月 15 日

東 京 都 人 事 委 員 会　　殿

東京都知事
小　池　百　合　子
（　公　印　省　略　）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第 15 号）第 16 条に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成７年東京都規則第 55 号）

２　改正の理由
長期勤続休暇の対象となる勤続期間の変更に伴い、所要の改正を行う必要があるため

３　改正案文
別添のとおり

８ 教 人 勤 第 328 号
令 和 ８ 年 ９ 月 15 日

東 京 都 人 事 委 員 会　　殿

東 京 都 教 育 委 員 会
（　公　印　省　略　）

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成７年東京都条例第 45 号）第 17 条に基づき、承認方申請します。

記

１　改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成７年東京都教育委員会規則第５号）

２　改正の理由

長期勤続休暇における勤続期間の通算方法の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

３　改正案文

別添のとおり

別　添

規　則　改　正　案　文　一　覧

～ 目 次 ～

1　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（６頁）
2　学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（11頁）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第一項中「勤続した」を「勤続し、その勤続期間が十五年又は二十五年に達する」に改め、同条第三項第五号中「国又は地方公共団体等に派遣されていた期間」を「地方自治法等による派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第二条若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条の規定に基づき派遣されていた期間若しくは地方公務員法第三十九条第二項に基づき任命権者が行う研修として派遣されていた期間又は別に定める法律、条例その他の法令の規定に基づき国、地方公共団体等に派遣されていた期間をいう。以下同じ。）がある職員及び退職派遣等期間」に、「者」を「もの」に、「派遣が」を「地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間が」に、「派遣期間」を「地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の勤続期間は、次に掲げる期間のうち別に定める期間を合算して得た期間をいう。

一　東京都の職員、学校職員又は企業職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）としての在職期間（懲戒免職その他別に定める事由により都を退職した場合における当該退職前の在職期間を除く。）

二　公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第十八条第一項に規定する当該特定法人の役職員として在職した期間並びに職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）第十条第五項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間及び同条例第十条の二第二項に規定する都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての在職期間（以下「退職派遣等期間」という。）

第二十八条の二第一項中「第十五条」の下に「、第十六条第一項（長期勤続休暇を除く。）及び第十七条」を加え、同項ただし書を削る。

附則第四条中「第二十六条の二第三項第四号」を「第二十六条の二第四項第四号」に改める。

附　則

第一条　この規則は、令和八年十月一日から施行する。

第二条　この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第二十六条の二第三項及び第四項の規定にかかわらず、同条第二項の規定に基づく勤続期間が令和八年三月三十一日以前に勤続十五年又は勤続二十五年に達することとなった者（この規則による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二十六条の二第二項及び第三項の規定により長期勤続休暇の承認を受けることができた者を除く。以下「令和七年度以前到達者」という。）については、令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、長期勤続休暇を承認する。

2　前項の規定にかかわらず、令和七年度以前到達者で、次の各号に掲げるものには、当該各号に定める期間において、長期勤続休暇を承認するものとする。

一　令和九年一月一日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者　公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（拘禁刑以上の刑の場合を除く。）が確定した日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間

二　令和九年一月一日において、懲戒処分（別に定めるものを除く。）を受けた日か

ら二年を経過しない者　当該懲戒処分を受けた日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間

三　令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）第十五条に定める病気休暇その他任命権者が定める事由により勤務しなかった期間が当該期間の二分の一以上である職員　令和九年一月一日から三年間

四　令和九年三月三十一日において六十二歳に満たない職員で、当該職員の勤務成績、欠勤の状況、賞罰その他が別に定める基準に該当するもの　令和十年一月一日から二年間

五　令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、地方自治法等による派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成十三年東京都条例第百三十三号）第二条若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）第二条の規定に基づき派遣されていた期間若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十九条第二項に基づき任命権者が行う研修として派遣されていた期間又は別に定める法

律、条例その他の法令の規定に基づき国、地方公共団体等に派遣されていた期間をいう。以下同じ。）がある職員及び退職派遣等期間（公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第十八条第一項に規定する当該特定法人の役職員として在職した期間並びに職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）第十条第五項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間及び同条例第十条の二第二項に規定する都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての在職期間をいう。以下同じ。）がある職員のうち当該勤続年数に係る長期勤続休暇の承認を受けていないもの　地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間が終了した日の翌日と令和十一年一月一日のうちいずれか遅い日から、前項又は前各号に規定する期間と地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間とが重複している期間に相当する期間を延長した期間

第三条　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、新規則第二十六条の二第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年　月　日

東京都教育委員会

・東京都教育委員会規則第　　号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第一項中「勤続した」を「勤続し、その勤続期間が十五年又は二十五年に達する」に改め、同条第三項第五号中「国又は地方公共団体等に派遣されていた期間」を「地方自治法等による派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第二条若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条の規定に基づき派遣されていた期間若しくは地方公務員法第三十九条第二項に基づき任命権者が行う研修として派遣されていた期間又は別に定める法律、条例その他の法令の規定に基づき国、地方公共団体等に派遣されていた期間をいう。以下同じ。）がある職員及び退職派遣等期間」に、「者」を「もの」に、「派遣が」を「地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間が」に、「派遣期間」を「地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　前項の勤続期間は、次に掲げる期間のうち別に定める期間を合算して得た期間をいう。

一　東京都の職員、学校職員又は企業職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）としての在職期間（懲戒免職その他別に定める事由により都を退職した場合における当該退職前の在職期間を除く。）

二　公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第十八条第一項に規定する当該特定法人の役職員として在職した期間並びに職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）第十条第五項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間及び同条例第十条の二第二項に規定する都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての在職期間（以下「退職派遣等期間」という。）

第二十九条の二第一項中「第十六条」の下に「、第十七条第一項（長期勤続休暇を除く。）及び第十八条」を加え、同項ただし書を削る。

附則第三条中「第二十七条の二第三項第四号」を「第二十七条の二第四項第四号」に改める。

附　則

第一条　この規則は、令和八年十月一日から施行する。

第二条　この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第二十七条の二第三項及び第四項の規定にかかわらず、同条第二項の規定に基づく勤続期間が令和八年三月三十一日以前に勤続十五年又は勤続二十五年に達することとなった者（この規則による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第二十七条の二第二項及び第三項の規定により長期勤続休暇の承認を受けることができた者を除く。以下「令和七年度以前到達者」という。）については、令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、長期勤続休暇を承認する。

2　前項の規定にかかわらず、令和七年度以前到達者で、次の各号に掲げるものには、当該各号に定める期間において、長期勤続休暇を承認するものとする。

一　令和九年一月一日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟係属中である者　公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（拘禁刑以上の刑の場合を除く。）が確定した日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間

二　令和九年一月一日において、懲戒処分（別に定めるものを除く。）を受けた日か

ら二年を経過しない者　当該懲戒処分を受けた日から二年を経過する日が属する年の翌年の一月一日から二年間

三　令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）第十六条に定める病気休暇その他任命権者が定める事由により勤務しなかった期間が当該期間の二分の一以上である職員　令和九年一月一日から三年間

四　令和九年三月三十一日において六十二歳に満たない職員で、当該職員の勤務成績、欠勤の状況、賞罰その他が別に定める基準に該当するもの　令和十年一月一日から二年間

五　令和九年一月一日から令和十年十二月三十一日までの間において、地方自治法等による派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成十三年東京都条例第百三十三号）第二条若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）第二条の規定に基づき派遣されていた期間若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十九条第二項に基づき任命権者が行う研修として派遣されていた期間又は別に定める法

律、条例その他の法令の規定に基づき国、地方公共団体等に派遣されていた期間をいう。以下同じ。）がある職員及び退職派遣等期間（公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第十八条第一項に規定する当該特定法人の役職員として在職した期間並びに職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）第十条第五項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間及び同条例第十条の二第二項に規定する都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての在職期間をいう。以下同じ。）がある職員のうち当該勤続年数に係る長期勤続休暇の承認を受けていないもの　地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間が終了した日の翌日と令和十一年一月一日のうちいずれか遅い日から、前項又は前各号に規定する期間と地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間とが重複している期間に相当する期間を延長した期間

第三条　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、新規則第二十六条の二第二項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条の規定を適用する。

別　添

規 則 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

1　職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（18頁）
2　学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（21頁）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第二十六条まで　（現行のとおり）	第一条から第二十六条まで　（略）
（長期勤続休暇）	（長期勤続休暇）
第二十六条の二　長期勤続休暇は、長期にわたり勤続し、その勤続期間が十五年又は二十五年に達する職員が、心身の活力を維持し、及び増進するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。	第二十六条の二　長期勤続休暇は、長期にわたり勤続した職員が、心身の活力を維持し、及び増進するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。
2　前項の勤続期間は、次に掲げる期間のうち別に定める期間を合算して得た期間をいう。	（新設）
一　東京都の職員、学校職員又は企業職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）としての在職期間（懲戒免職その他別に定める事由により都を退職した場合における当該退職前の在職期間を除く。）	（新設）
二　公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第十八条第一項に規定する当該特定法人の役職員として在職した期間並びに職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）第十条第五項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間及び同条例第十条の二第二項に規定する都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての在職期間（以下「退職派遣等期間」という。）	（新設）
3　（現行のとおり）	2　（略）
4　（現行のとおり）	3　（略）
一から四まで　（現行のとおり）	一から四まで　（略）

五　前項第一号若しくは第二号又は前各号に規定する期間において、地方自治法等による派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第二条若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条の規定に基づき派遣されていた期間若しくは地方公務員法第三十九条第二項に基づき任命権者が行う研修として派遣されていた期間又は別に定める法律、条例その他の法令の規定に基づき国、地方公共団体等に派遣されていた期間をいう。以下同じ。）がある職員及び退職派遣等期間がある職員のうち当該勤続年数に係る長期勤続休暇の承認を受けていないもの　地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間が終了した日の翌日と前項第一号若しくは第二号又は前各号に規定する期間の終了日の翌日のうちいずれか遅い日から、前項第一号若しくは第二号又は前各号に規定する期間と地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間とが重複している期間に相当する期間を延長した期間

第二十六条の三から第二十八条まで　（現行のとおり）

（特別休暇等の特例）

第二十八条の二　東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員（臨時的任用職員を除く。）に採用された場合において、当該採用された年における条例第十五条、第十六条第一項（長期勤続休暇を除く。）及び第十七条から第十七条の三までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。

五　前項第一号若しくは第二号又は前各号に規定する期間において、国又は地方公共団体等に派遣されていた期間がある職員のうち当該勤続年数に係る長期勤続休暇の承認を受けていない者　派遣が終了した日の翌日と前項第一号若しくは第二号又は前各号に規定する期間の終了日の翌日のうちいずれか遅い日から、前項第一号若しくは第二号又は前各号に規定する期間と派遣期間とが重複している期間に相当する期間を延長した期間

第二十六条の三から第二十八条まで　（略）

（特別休暇等の特例）

第二十八条の二　東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員（臨時的任用職員を除く。）に採用された場合において、当該採用された年における条例第十五条から第十七条の三までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き定年前再任用

	短時間勤務職員又は任期付職員等に採用された場合における条例第十六条第一項の規定（長期勤続休暇に限る。）の適用については、この限りでない。
２　（現行のとおり）	２　（略）
第二十八条の三から第三十条まで　（現行のとおり）	第二十六条の三から第三十条まで　（略）
附　則	附　則
第一条から第三条まで　（現行のとおり）	第一条から第三条まで　（略）
（長期勤続休暇に関する経過措置）	（長期勤続休暇に関する経過措置）
第四条　令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第二十六条の二第四項第四号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「六十四歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第四条　令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第二十六条の二第三項第四号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「六十四歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
（現行のとおり）	（略）
別表第一から別表第三まで　（現行のとおり）	別表第一から別表第三まで　（略）
別記第一号様式から第八号様式まで　（現行のとおり）	別記第一号様式から第八号様式まで　（略）

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）

改正案	現行
第一条から第二十七条まで　（現行のとおり）	第一条から第二十七条まで　（略）
（長期勤続休暇）	（長期勤続休暇）
第二十七条の二　長期勤続休暇は、長期にわたり勤続し、その勤続期間が十五年又は二十五年に達する職員が、心身の活力を維持し、及び増進するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。	第二十七条の二　長期勤続休暇は、長期にわたり勤続した職員が、心身の活力を維持し、及び増進するため勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。
2　前項の勤続期間は、次に掲げる期間を合算して得た期間をいう。	（新設）
一　東京都の職員、学校職員又は企業職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）としての在職期間（懲戒免職その他別に定める事由により都を退職した場合における当該退職前の在職期間を除く。）	（新設）
二　公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第十八条第一項に規定する当該特定法人の役職員として在職した期間並びに職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）第十条第五項に規定する国家公務員等としての引き続いた在職期間及び同条例第十条の二第二項に規定する都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての在職期間（以下「退職派遣等期間」という。）	（新設）
3　（現行のとおり）	2　（略）
4　（現行のとおり）	3　（略）
一から四まで　（現行のとおり）	一から四まで　（略）

五　前項第一号若しくは第二号又は前各号に規定する期間において、地方自治法等による派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七、公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例第二条若しくは外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条の規定に基づき派遣されていた期間若しくは地方公務員法第三十九条第二項に基づき任命権者が行う研修として派遣されていた期間又は別に定める法律、条例その他の法令の規定に基づき国、地方公共団体等に派遣されていた期間をいう。以下同じ。）がある職員及び退職派遣等期間がある職員のうち当該勤続年数に係る長期勤続休暇の承認を受けていないもの　地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間が終了した日の翌日と前項第一号若しくは第二号又は前各号に規定する期間の終了日の翌日のうちいずれか遅い日から、前項第一号若しくは第二号又は前各号に規定する期間と地方自治法等による派遣期間又は退職派遣等期間とが重複している期間に相当する期間を延長した期間

第二十七条の三から第二十九条まで　（現行のとおり）

（特別休暇等の特例）

第二十九条の二　東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員（臨時的任用職員を除く。）に採用された場合において、当該採用された年における条例第十六条、第十七条第一項（長期勤続休暇を除く。）及び第十八条から第十八条の三までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。

五　前項第一号若しくは第二号又は前各号に規定する期間において、国又は地方公共団体等に派遣されていた期間がある職員のうち当該勤続年数に係る長期勤続休暇の承認を受けていない者　派遣が終了した日の翌日と前項第一号若しくは第二号又は前各号に規定する期間の終了日の翌日のうちいずれか遅い日から、前項第一号若しくは第二号又は前各号に規定する期間と派遣期間とが重複している期間に相当する期間を延長した期間

第二十七条の三から第二十九条まで　（略）

（特別休暇等の特例）

第二十九条の二　東京都のいずれかの職を退職した者が引き続き職員（臨時的任用職員を除く。）に採用された場合において、当該採用された年における条例第十六条から第十八条の三までの規定の適用については、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続するものとみなす。任期の更新をしたときも同様とする。ただし、東京都の常勤の職を退職した者が引き続き定年前再任用短時間勤務職

	員又は任期付職員に採用された場合における条例第十七条第一項の規定（長期勤続休暇に限る。）の適用については、この限りでない。
2　（現行のとおり）	2　（略）
第二十九条の三から第三十二条まで　（現行のとおり）	第二十九条の三から第三十二条まで　（略）
附　則	附　則
第一条及び第二条　（現行のとおり）	第一条及び第二条　（略）
（長期勤続休暇に関する経過措置）	（長期勤続休暇に関する経過措置）
第三条　令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第二十七条の二第四項第四号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「六十四歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第三条　令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第二十七条の二第三項第四号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同号中「六十四歳」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
（現行のとおり）	（略）
別表第一から別表第四まで　（現行のとおり）	別表第一から別表第四まで　（略）
別記第一号様式から第八号様式まで　（現行のとおり）	別記第一号様式から第八号様式まで　（略）